

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和3年9月

胎 内 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と将来方向

胎内市は、新潟県の北部にあって、新潟市から北東40kmの距離に位置し、市中央部を胎内川が縦断している。胎内川の上中流部は中山間地域であり、下流部は扇状地が広がり水田を主とした平坦地と海岸近くは広大な砂丘地を利用した砂丘畑となっている。

このような立地条件等を活かして、水稻を主体に園芸等を組み合わせた農業生産を展開してきた。特にコシヒカリに代表される良質米の安定生産や水田をフル活用した大豆・園芸作物の生産、砂丘地での園芸生産の拡大等、基幹産業として重要な役割を担ってきた。

今後は、おおむね10年後を目標に、「食料・農業・農村基本計画」に即した永続的な農業の発展を可能にする地域農業構造を構築するため、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）の育成と新たに農業経営を営もうとする青年等、個別の担い手の育成・確保を重点的に推進する。

特に、地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や担い手への農地集積・集約化を加速する取組を総合的に進め、経営体への発展と体質強化等を通じて、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる地域農業構造の確立を図る必要がある。

稲作においては、需給動向に応じた計画的生産・供給を図り特に品種構成の適正化や新技術の導入、有機栽培による高付加価値化、機械施設の組織的導入利用に努め、コスト低減等生産性の高い稲作の推進と消費者ニーズに応えられる「需要に応じた米づくり」に努めていく必要がある。

また、大区画ほ場整備事業の面的工事が完了した地区における土地利用型農業の推進に当たっては「水田収益力強化ビジョン」に即し、水田における大豆、麦等の本格的な定着・拡大や園芸作物の導入により、安定した水田農業経営の推進を図る。

園芸においては、葉たばこ、花き（チューリップ球根、チューリップ・ユリ等切り花）、ねぎ、にんじん、だいこん、ぶどう等が産地化されているが、需要に応じた高収益性の作目の導入を図るとともに、栽培技術の高位平準化や加工品開発、流通改善等により市場競争力の高い生産と販売対策の推進に努める方針である。

2 農業構造、農地の集積・集約化の方向

胎内市の農業構造については、ほ場整備の進展に伴い集落営農や農地所有適格法人等の組織化や、大規模専業農家が増加しているものの全体的には高齢化

の進行や後継者不足で農家戸数が減少し、特に中山間地域においては、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念されている。

また、農地の集積・集約化については、農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への顕著な進展がないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化に伴う農地中間管理事業の活用や、経営構造対策事業の推進、ほ場整備事業の進行等により利用権設定や農作業受委託の増加などにより大規模経営体への農地の集積・集約化が進んできている。

このようなことから、今後も人・農地プランに基づき地域の合意形成を図りながら、農業の担い手を明確化し、効率的・安定的な農業経営を目指す経営体への農用地の集積・集約化を強化促進していくことが必要である。

一方、中山間地域や砂丘畑においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。そのため、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、高齢農家等、多様な人材が多様な働き方で役割を發揮できる集落営農組織や農業法人の育成等を進める。

3 育成すべき経営体の目標水準

このような地域の農業構造の現状と見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、胎内市の将来（おおむね10年後）を想定した営農類型ごとの発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者の育成を目指すこととする。

具体的な経営指標は、胎内市及び周辺市町村において実現している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得（主たる農業者1人当たりおおむね400万円程度、なお個別経営体にあっては経営体（夫婦）としておおむね700万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を進め、付加価値の高い持続可能な農業の実現に向けた取組を進める。

4 育成すべき経営体の育成手法

将来の胎内市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う事業等の措置を総合的に実施する。

第1に、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター、土地改良区等の関係機関が一体となった体制で胎内市農業再生協議会活動を強化しながら、集落地域における農業の将来展望とそれを担う個別経営体又は、農地所有適格法人を基本とする組織経営体を育成する。

胎内市農業再生協議会は経営診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業者相互の連携が図られるよう誘導に努める。

第2に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な経営体に対しては、農業委員会などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会及び農地中間管理機構と連携・調整を図りつつ実施する。

さらに、ほ場整備事業を契機として、集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

なお、中山間地域や砂丘畑における農業就業者の高齢化や減少等などの理由により耕作放棄が懸念される地域においては、農業委員会及び農地中間管理機構と連携して、集落の話し合いを基に経営体等への利用集積及び作業受委託を促進する。

第3に、集落営農組織や任意生産組織は、担い手等の個別経営体の農業経営発展を補完する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体としても重要であり、今後も協業化、経理の一元化の促進を図りつつ経営技術の向上やオペレーターの育成に努め、地域及び営農の実態に応じた組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整った組織から法人化へ誘導する。

第4に、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家（又は実現している農家）と作業委託等により経営の合理化を図る兼業農家、生きがい農業を営む高齢農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化し、地域資源の維持管理農村コミュニティの維持が図られ、地域全体での発展に結びつくよう担い手だけでなく、兼業農家等にも農業構造改革諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

さらに、市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による人・農地プラン等の地域協議の場への参加促進などを通じ、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定へ

のより一層の参画を促進する。

第5に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び同法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会、その他関係機関の支援による認定農業者及び認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、胎内市が主体となって関係機関、団体の連携の下に諸制度の積極的な活用を図るものとする。

第6に、地域の面的な広がりを対象とした各種農業振興施策事業の実施に際しても、当該事業計画地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定段階から経営体育成の観点について十分な検討を行うこととする。

第7に、規模拡大が進む中での効率的な経営のほか、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化による初心者でも取り組みやすい農業の実現への寄与が期待されることから、AI、ICT等の先端技術を農業に活用するスマート農業の生産現場での実践に向けた取組を進める。

胎内市は、農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、胎内市農業再生協議会を担い手の育成支援の中心と位置づけ、人・農地プラン等の地域協議の場における合意形成を通じて、新たに農業経営を営もうとする青年等や認定農業者の育成・確保と農地の集積・集約化を一層加速させるとともに、それぞれの地域の実態に即した個別経営体に加え農地所有適格法人の育成支援等による効率的な営農体制の整備を図っていく。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

胎内市の令和2年の新規就農者は4人であり、過去5年間の平均では、6人となっている。従来から水稻を主体に園芸等を組み合わせた農業生産を展開し、良質米の安定生産や砂丘地における野菜、チューリップ球根、葉たばこ等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、胎内市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものと

する。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、胎内市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

胎内市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（おおむね3に示す効率的かつ安定的な農業経営の主たる農業従業者1人当たりの年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる農業従事者1人当たり年間所得のおおむね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた胎内市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業再生協議会、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 築地・乙地区（畑作地域）

従来から砂丘地を活用して、野菜やチューリップ球根、葉たばこ等を栽培する築地・乙地区において、新たに農業を営もうとする青年等の受入（4人程度）を重点的に進め、農業協同組合や地元生産者等と連携し、園芸作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 中条・築地・乙・黒川地区（水稻地域）

ほ場整備を契機に集落営農や農地所有適格法人などの組織化が図られたものの新規就農者の減少や組織の高齢化が進展していることから、新規就農施策を重点的に推進（3人程度）する地区として、農業普及指導センターや農業協同組合と連携して、新たな作物の導入や加工品の開発等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、安定した経営が行えるよう取組を一体的に進めていく。

ウ 中山間地区

農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地の発生が懸念されるため、農業普及指導センターや農業協同組合と連携を図りながら、農業生産活動の基盤となる農地の維持・管理を進め、農作業等の共同化や組織化を図るとともに、経営の安定と新規就農者の育成・確保（1人程度）を進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に胎内市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、胎内市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

個別経営体: 所得目標700万円(主たる農業者1人あたり400万円)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
土地利用型	<作付面積等>	<資本装備>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 	41
	水稲 主食用米 8.5ha	作業場兼格納庫 1棟			
	新規需要米 3.0ha	パイプハウス(92坪) 1棟			
	大豆 3.0ha	トラクター(45PS) 1台			
	<経営面積>	乗用田植機(8条) 1台			
		コンバイン(4条) 1台			
(自作地) 4.3ha	<その他>				
(借地) 10.2ha	50a 区画ほ場				
	出芽苗購入				
	水稲・大豆の乾燥調製は CE 等利用				
	大豆の機械は共同利用				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 果 樹	<作付面積等> 水稲 主食用米 5.0ha 新規需要米 3.0ha 果樹 ぶどう 0.6ha <経営面積> 8.6ha (自作地) 2.6ha (借地) 6.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(60a) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 スピードスプレーヤー 1台 果樹棚、かん水施設ほか <その他> 50a区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製はCE等利用 トラクター、田植機、コンバイン、ぶどう栽培機械は3戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	2
水 稲 + 施設園芸	<作付面積等> 水稲 主食用米 7.0ha 新規需要米 3.5ha 施設(きゅうり) 0.08ha 施設(トマト) 0.08ha <経営面積> 延耕作面積 10.66ha 実耕作面積 10.58ha (自作地) 3.17ha (借地) 7.41ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 2棟 パイプハウス(57坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 暖房機 3台 <その他> 50a区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製はCE等利用 トラクター、田植機、コンバインは3戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	9

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 肉用牛	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.5ha 新規需要米 2.0ha <飼養頭数> 肉用牛 80 頭 <経営面積> 5.5ha (自作地) 1.6ha (借地) 3.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 牛舎(184坪) 1棟 堆肥舎(47坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 ダンプカー(2トン) 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同	・複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	7
水 稲 + 酪 農	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 乳牛 40 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 ダンプカー(2トン) 1台 成牛舎、育成舎、 堆肥舎、自動給餌機、 ミルカ、バルククーラー ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同 堆肥舎、ミルカ、バルククーラ ーはリース	・複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 養 豚	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 養殖豚 60 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 繁殖分娩豚舎、肉豚舎、堆肥舎、自動給餌システム、浄化槽、ショベルローダーほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは3戸共同	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	1
畑作専作	<作付面積等> 球根 4.0ha 切り花 0.12ha <経営面積> 4.12ha (自作地) 1.24ha (借地) 2.88ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 鉄骨ハウス(360坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 マニユアスプレッダー 1台 ブームスプレイヤー 1台 冷蔵庫(20坪) 1台 かん水施設 1棟 掘取り機、球根選別機ほか <その他> ほ場は数カ所に団地化	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	8

組織経営体(法人):所得目標1,600万円(主たる農業者1人あたり400万円)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 大 豆 (主たる従事者4人)	<作付面積等> 水稲 主食用米 30.0ha 新規需要米 10.0ha 大豆 20.0ha <経営面積> 60.0ha (借地) 60.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(260坪) 1棟 トラクター(60PS) 2台 トラクター(30PS) 1台 乗用田植機(8条) 2台 コンバイン(6条収量センサ) 2台 フォークリフト(1.5トン) 1台 ブームスプレイヤー 1台 ドローン 1台 <その他> 50a区画ほ場 出芽苗購入 水稲・大豆の乾燥調製はCE等利用	・農地所有適格 法人とする ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	18
	<作付面積等> 果樹(ぶどう) 20.0ha <経営面積> 20.0ha	<資本装備> スピードスプレイヤー 4台 乗用草刈り機 4台 運搬機 果樹棚 <その他> 防風施設 猿害対策施設	・農地所有適格 法人とする ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	1

以上は、主な営農類型をモデルとして示したものであり、他にも意欲ある農家の創意工夫により、他の作目・作物を組み込んだ営農類型や農産物加工に取り組む類型、畜産等をはじめとする単一専業経営などを含めた他産業並みの所得と労働時間を確保するものについても、効率的な農業経営の指標とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標はおおむね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標のおおむね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

胎内市全域において、農業者の高齢化等により、後継者不足が深刻化しているが、集落営農の組織化、法人化等に取り組み、認定農業者への農地の集積・集約化が進みつつある。

(2) 今後の見通し

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業と人・農地プランの実質化及び実質化されたプランの実践により、高齢化や後継者不足、遊休農地解消等の問題解決のため、担い手への農地集積・集約化が進むものと考ええる。

2. 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの者に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を9割程度まで進めることを目標とする。

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地のシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
90.0 % (3,711ha)	

- 注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和5年度とする。

- 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

- 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標			備考
	個別経営体	組織経営体	
150	129	21	

- (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、胎内市は、農業委員会、農業協同組合、胎内市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

胎内市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、胎内市農業の地域特性、すなわち、稲作を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

胎内市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 主に中条地区の平坦地に広がる水田地帯で、ほ場整備事業の面的整備の完了に伴い、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。農地中間管理事業の活用や換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手への農地集積・集約化を図り効率的な生産が行えるよう努める。

イ 砂丘畑地域においては、野菜指定産地として付加価値のある主産地化を鮮明に位置づけるため、未整理地区を立地条件にあったほ場整備により農地の集積・集約化の条件整備を進めるとともに、組織・団体の育成に努める。

ウ 中山間地域の黒川地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

更に胎内市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそ

れぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権等の設定を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農

業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地すべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、農業協同組合又は農業協同組合法第72条の10第1項の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限るものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 胎内市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定

める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の進捗を進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 胎内市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 胎内市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、胎内市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員が行う作付地の集団化農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定による農用地利用集積計画を定めるよう利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前ま

で申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 胎内市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合においては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適

正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を胎内市長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

胎内市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

胎内市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧ま

でに掲げる事項を市の掲示板への掲示等により公告する。

(10) 公告の効果

胎内市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

胎内市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 胎内市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使

用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

胎内市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの

は、基本要綱様式第4号の認定申請書を胎内市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 胎内市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当分について農業上の利用を行う効率かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 胎内市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員から所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該地区内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 胎内市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めたときは、胎内市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受託の促進

胎内市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらに利用権の設定への意向の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

胎内市は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、農業普及指導センターや農業協同組合など関係団体との連携を密にしながら生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談窓口を設け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために農業協同組合青年部への参加を促すとともに、胎内市認定農業者会との交流の機会を設ける。また、農業協同組合との連携により、農業協同組合直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力強化を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、胎内市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

胎内市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、全水田面積の71.3%に当たる受益面積2,509haの県営ほ場整備事業（昭和59年度～）の実施による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、近代的農業用施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、経営構造対策事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

ウ 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的取組によって、水稻作、土地利用作物を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、集团的土地利用を範としつつ、このような地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農発展に資するよう努める。

エ 市は、農業集落排水事業をはじめ農村環境整備関係事業の実施を推進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制

胎内市は農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、胎内市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和3年9月28日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地(開発して施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。) 又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合は、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る旨定めるものとする。 ただし、災害による農用地の崩壊、公用、公用等による買収などやむを得ない理由により契約を解消する場合を除く。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の受益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき胎内市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等ごとに農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械、施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に比準して算定される額を基準としその生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>